

■ 参考資料



参考資料

1. 策定経過

【平成27年度】
■現況調査

平成28年 2月 ◇資料・文献調査
 ◇現況調査・分析

【平成28年度】
■アンケート調査
■ヒアリング調査
■住民ワークショップ
■課題の整理
■計画立案

平成28年 5月 ○アンケート調査（住民アンケート調査、企業アンケート調査、町外からの通勤者アンケート調査）
 ●第1回住民ワークショップ
 6月 ●第2回住民ワークショップ
 8月 ◇関係各課ヒアリング
 ●第3回住民ワークショップ
 9月 ●第4回住民ワークショップ
 11月 ●第5回住民ワークショップ（「まちづくり住民プラン」の提出と意見交換）
 平成29年 1月 ◇町議会議員の意見を聞く会

【平成29年度】
■計画立案
■調整と協議
■住民説明
■緑の基本計画の決定

平成29年 5月 □第1回庁内検討会議
 6月 ■第1回策定委員会
 8月 □第2回庁内検討会議
 10月 ■第2回策定委員会
 11月 □第3回庁内検討会議
 12月 ◇町議会への説明
 ■第3回策定委員会
 平成30年 1月 ○住民説明会
 ○パブリックコメントの実施
 2月 ◇都市計画審議会への諮問・答申
 3月 ◇「昭和町緑の基本計画」の決定

2. 住民ワークショップの概要

(1) 住民ワークショップの概要

■住民ワークショップの目的と進め方

■住民ワークショップの目的

- ・ 緑のまちづくりに向けた検討
- ・ 昭和町への提案書の提出
- ・ 策定委員会への住民提案の提示と代表者参画
- ・ 計画書への住民提案の反映

■住民ワークショップの進め方

- ・ 平成 28 年 5 月～11 月 計 5 回開催
(提案書提出含む)
- ・ ワークショップ手法による協議
- ・ 各回の協議のまとめ、各回ニュースの発行



・ 住民ワークショップの様子



・ まちづくり住民プラン(表紙)



・ 住民ワークショップメンバー(町長を囲んで)

(2) 住民ワークショップメンバー名簿

北部地域

(順不同、敬称略)

阿井美代子	宮川 哲治	深川 謹一	金子 昌司
込山 正一	井口 芳明	越水 勇	望月 勇
島田 ひろみ	古屋 幹雄	中所 一夫	

中央地域

雨宮 敏明	三神 幸雄	中澤 誠	塚田 栄雄
泉 敏弘	田中 博愛	山本 哲	

西部地域

篠原 広樹	田中 秀朗	夏秋 俊克	志村 佳紀
高野 清治	山崎 豊	小澤 光	山本 和真
石田 玉江	田中 俊彦	山本 ニコラス	細田 健
塚原 将文	河西 芳彦	小澤 正史	磯部 正

3. 緑の基本計画策定メンバー

(1) 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

所属	職名等	氏名	備考
学識経験者	山梨大学 大学院 教授	大山 勲	委員長
議会代表	昭和町議会 議長	塚原 将司	副委員長
	昭和町議会 副議長	遠藤 辰男	
	昭和町議会 産業土木常任委員会委員長	薬袋 義久	
関係機関	山梨県 都市計画課 まちづくり推進企画監	有泉 修	
	都市計画審議会 会長	中澤 正志	
関係団体代表	商工会 会長	河西 忠則	
	農業委員会 会長	塩田 正和	
	愛育会 会長	曾根 真由美	
	女性団体連絡協議会 会長	篠原 頼子	
町民代表	区長会 会長	河西 芳彦	
	区長会 副会長	曾根 孝順	
	区長会 副会長	磯部 光美	
	土木委員会 会長	佐野 一広	
	環境保健委員会 会長	藤原 健一	
住民ワークショップ代表	西条地区代表	込山 正一	
	押原地区代表	山本 哲	
	常永地区代表	田中 秀朗	
行政代表	副町長	志村 武夫	



・策定委員会

(2) 庁内検討会議名簿

(順不同、敬称略)

職名	氏名	備考
副町長	志村 武夫	
会計管理者	長田 信夫	
総務課長	渥美 幸久	
企画財政課長	今澤 幸広	
環境経済課長	秋山 高一郎	
都市整備課長	秋山 隆	
下水道課長	篠原 正浩	
建設課長	永井 敏男	



・ 庁内検討会議

(3) 事務局名簿

(順不同、敬称略)

課名	担当	氏名	備考
都市整備課	課長	秋山 隆	
	公園管理・区画整理係長	伊藤 辰美	
	都市整備係長	内藤 寛文	
	都市整備係長	影山 拓史	平成27年3月まで
	主査	伊藤 潤	平成28年3月まで
	主査	望月 明子	
	主任	上田 翔太	

4. 用語解説

あ 行

アイデンティティ

国・民族・地域・組織など、ある特定集団への帰属意識、同一性などのこと。例えば町のアイデンティティとは、環境や時間の変化にかかわらず一貫して持っているその町の同一性、よりどころといった意味で用いられる。

アダプトプログラム

里親制度のこと。ボランティアとなる住民や団体が里親となって、一定区画（公園など）を自らの養子とみなし、清掃・美化などを行い面倒をみる仕組みのこと。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエーションゲームのこと。

NPO（特定非営利活動法人）

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：non-profit organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

か 行

ガーデニング

家庭で行われる造園や園芸の一種。個人が所有する庭やベランダ等において草花の植栽、柵や石畳等での装飾など、庭づくりを楽しむこと。

街区公園

都市公園のひとつで、主として半径 250m 程度の範囲の街区に居住する者の日常的な利用に供することを目的とし、敷地面積を 0.25ha を標準として配置される公園。子どもの遊び場として利用されるなど、都市公園の中で一番身近な公園。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

霞堤（かすみ堤）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地側に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防のこと。戦国時代に武田信玄により築かれ信玄堤ともいい、霞堤の区間は堤防が折れ重なり、霞がたなびくように見える様子からこう呼ばれた。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。まちづくりの場合、住民と行政等がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力し取り組みを進めるという意味で使用される。

近隣公園

都市公園のひとつで、主として半径 500m 程度の近隣に居住する者の利用に供することを目的として、敷地面積 2ha を標準として配置される公園。比較的身近な公園で、一時避難場所としても利用されることが多い。

グラウンドワーク

地域住民と企業や行政が連携し、樹木の保全、植樹、緑地づくり、ピオトープづくりなど、地域の身近な環境づくりや改善を行う運動のこと。

グリーンバンク制度

住宅の増改築工事、道路の拡幅工事、公有地における開発転用等に伴い除去される樹木、また、市民・企業等の不用となった庭木等について、緑化に有用と思われるものを無償で譲り受けて登録し、公共施設の緑化や必要とする市民・企業に斡旋を行い再利用する制度のこと。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定のこと。

コミュニティ

一般的に、地域共同体または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

さ 行

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化区域以外の区域で、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では原則的に宅地造成などの開発行為が禁じられ（都市計画法 34 条）、市街化を抑制することとしている。

修景

風景を修復すること。良好な景観形成に向け、現況の景観に対して建築物の外観の改善や、樹木等による遮へいなどで、景観の改良・改善を図ること。

ストック

一般的には、蓄えた物、在庫品などのことをいうが、まちづくりの分野では、道路や建物等の既存の社会基盤施設や資源などのことをいう。

生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。

扇状地

河川が山地から平野に出て、勾配がゆるくなったところに砂礫等が堆積して形成された緩傾斜扇状の地形。

た 行

地域制緑地

日常目にする「緑」のうち、法律や条例による土地利用規制等を通じて一定の担保性が確保されている緑または緑地のこと。代表的なものとして都市緑地法に基づく「緑地保全地域」や「緑地協定」などがある。

地球温暖化

物の燃焼に伴い発生する二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃す赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地球上の気温が上昇する現象のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などから、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するため定められる計画のこと。住民参加により計画をつくる必要で、住民や土地所有者からの申し出により決定する場合も多い。

低未利用地

市街地内における遊休化した工場、駐車場、空き地など、有効に利用されていない土地のこと。

鎮守の森

神社に付随して参道や拜所を囲むように維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林のことで、杜の字をあてることも多い。

都市計画区域

都市計画や土地利用規制等の対象とされる区域。都市の実態や将来の計画を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域であり、県が指定する。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図ることを目的として、敷地面積 0.1ha 以上を標準として配置される緑地で、都市公園のひとつ。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、または植樹により都市に緑を増加・回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合に際しては、その規模は 0.05ha 以上とされている。

土地区画整理事業

住環境の向上や利用増進を図るため、地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用することにより、整然とした市街地を整備する事業。

な 行

ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

ネットワーク

元来は、網細工、網の目のような組織という意味だが、まちづくりの分野では、地域に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるために、相互連携を図ること。または、その連携網のこと。

は 行

バーチャル

実体を伴わないさま。仮想的、仮想世界、仮想現実。

パートナーシップ

協力関係のこと。共同、提携などの意味もある。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度。

PDCA サイクル

事業活動における生産の品質などの管理業務をどのような過程で回す事が効率よく円滑に行えるかという理論・手法のこと。Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Action(改善・処置)の頭文字を取って PDCA サイクルと呼ばれている。

PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(英語: Private Finance Initiative)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。この導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待される。

ビオトープ

多様な生物が共存・共生できる環境を持った場所や空間のこと。開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の成育・生息環境という意味でも用いられる。

ビジョン

将来の構想、展望のこと。また、将来を見通す力、洞察力という意味もある。

ファサード

建築物の正面の外観のこと。側面または背面にも外観として重要な面である場合には、ファサードと呼ぶことがある。

風 致

自然の風景などが持つおもむき、味わいのこと。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何ら

かのモノを使い、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなるような、「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的には、通常とは異なる、独自の価値やサービスが付随するケースに用いられることが多い。

フットパス

英語の footpath のことで、日本語では散歩道、散策路といった言葉がこれにあたる。地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径のことをいう。そうした小径を散策することをフットパスウォークという。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。ベスト(チョッキ)のポケット程度の小さい公園という意味。

ま 行

緑のカーテン

ツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー対策のひとつ。

や 行

遊休農地

過去一年間以上にわたって耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインとすること。

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便性の増進のために、地域特性に応じて計画的に建物の用途に一定の制限を行う地域のこと。住居系・商業系・工業系の地域に大別される。

ら 行

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、町長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定のこと。

緑被率

一定の区域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で

覆われる土地の面積割合のこと。都市政策や住宅政策等において、自然度を表す指標のひとつとして用いられる。

リラクゼーション

休養。息抜き。気晴らし。また、心身の緊張をほぐす技法。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ。まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。